

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 1

意見の内容	
<p>(項 目) 応募者数を増やすための施策</p> <p>(内 容) 応募者数の状況を確認したところ、公募された募集単位（令和3年度末時点で42単位）のうち、応募者数が2者以上の単位は10単位だけであった。 行政経営課においては、他団体の良事例を収集し、公募時に応募者数を増やすための施策を検討することが望まれる。例えば、地元の企業等を対象とした指定管理者制度や公の施設の説明会を開催することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方) 公募施設募集の周知方法について情報収集を行い、可能なものから順次対応するよう努めてまいりたい。 また、応募者数が少ない施設に関しては、指定管理者制度を継続的に導入するメリットが低くなり、事業者の関心が薄れている可能性も考えられるため、指定管理者制度以外の施設管理のあり方について、施設所管課と連携しながら検討を進めてまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 2

意見の内容	
<p>(項 目) 基本協定書における指定管理料の記載の見直し</p> <p>(内 容) 施設往査で基本協定書を確認したところ、上記の施設では指定管理料として人件費補助金が含まれた金額が記載されていた。一方で、令和3年度の年度協定書を確認したところ、指定管理料として人件費補助金を除いた金額が記載されていた。 行政経営課においては、施設所管課が基本協定書を更改する際に、指定管理料として人件費補助金を除いた金額を記載するよう指導することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方) 御意見の内容を踏まえ、指定管理期間更新時等に適切な対応を取るよう指導してまいりたい。 (対象施設：南老人福祉センター)</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 3

意見の内容	
<p>(項 目) 基本協定書への利用料徴収業務の記載漏れ</p> <p>(内 容) 施設往査で基本協定書を確認したところ、上記の施設では基本協定書の「管理業務の範囲」や当該条項が参照する設置条例の条項に「利用料の徴収に関する業務」が記載されていなかった。なお、基本協定書の「管理業務の範囲」には「上記の他、管理に関して市長が必要と認める業務」の記載があるが、利用料の徴収は指定管理業務の重要要素であり基本協定書に明記すべきと考える。 行政経営課においては、施設所管課が基本協定書を更改する際に、管理業務として「利用料の徴収に関する業務」を記載するよう指導することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方) 御意見の内容を踏まえ、令和 5 年度中に適切な対応を取るよう指導してまいりたい。</p> <p>(対象施設：牛岳温泉健康センター、角川介護予防センター、富山国際会議場、大沢野健康福祉センター／老人福祉センター、まちなか賑わい広場、城址公園／城址公園駐車場)</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 4

意見の内容	
<p>(項 目) 自主事業の拡充や収益性の向上</p> <p>(内 容) 施設往査の結果、自主事業の実施余地があるにも関わらず自主事業が行われていないケースや、自主事業の採算性を改善できる余地があるケースが散見された。自主事業を拡充することで利用者満足度の向上や将来的な指定管理料の削減が期待できる。</p> <p>行政経営課においては、自主事業の定義や範囲、促進等に関する基本方針を運用指針や事務マニュアル等で明確化するとともに、自主事業の良事例を広く収集し、施設所管課に共有することが望まれる。この点、「(一財)指定管理者協会」が平成30年9月に公表している「平成30年度提言」で自主事業の現状分析を実施しているため、参考にされたい。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>今後策定予定の「(仮称)富山市指定管理者制度に関するガイドライン」で自主事業の定義等を明確化するとともに、他自治体の自主事業についての優良事例の情報収集に努め、必要に応じてガイドラインに掲載し、施設所管課に周知することとしたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 5

意見の内容	
<p>(項 目) クラウドファンディングの活用</p> <p>(内 容) 当施設は建設から 20 年以上が経過しており、その機能を維持するとともに利用者ニーズに柔軟に対応していくためには大規模な投資や修繕が必要になってきている。一方で、当施設は、公が運営する芸術活動の練習専用施設として日本では類を見ない規模と設備を備えており、利用者に強い愛着を持たれている。</p> <p>施設所管課と指定管理者においては、富山市の厳しい財政状態も勘案し、当施設の魅力を高める投資や修繕を行う際にクラウドファンディングを活用する余地が無いか検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民芸術創造センター】</p> <p>当施設の魅力を高める投資や修繕を行う際の財源確保については、クラウドファンディングを活用する余地が無いかを含め、検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 5

意見の内容	
<p>(項 目) クラウドファンディングの活用</p> <p>(内 容) 当施設は、温泉ポンプや配管を中心に施設の老朽化が進んできている。また、当施設の利用者拡大や利用者満足度の向上を図っていくためには、相応の投資が必要になる。一方で、当施設は日本に類を見ない機能を有しており、利用者から非常に高く評価されている。</p> <p>施設所管課と指定管理者においては、富山市の厳しい財政状態も勘案し、当施設の魅力を高める投資や修繕を行う際にクラウドファンディングを活用する余地が無いか検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：角川介護予防センター】</p> <p>当施設は開設後 10 年以上経過しており、老朽化等により更新等が必要な設備については、施設の修繕計画を基に修繕委託料を計画的に予算化している。</p> <p>設備修繕の財源として、現在、クラウドファンディングの活用は考えていないが、中長期的な課題としていきたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 5

意見の内容	
<p>(項 目) クラウドファンディングの活用</p> <p>(内 容) 当施設は建設から40年以上が経過しており、その機能を維持するとともに利用者ニーズに柔軟に対応していくためには大規模な投資や修繕が必要になってきている。一方で、当施設は実質的に富山県唯一の動物園として富山県民に長らく愛されている。</p> <p>施設所管課と指定管理者においては、富山市の厳しい財政状態も勘案し、当施設の魅力を高める投資や修繕を行う際にクラウドファンディングを活用する余地が無いか検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：ファミリーパーク】</p> <p>クラウドファンディングを活用することは、資金調達面でメリットがある一方、職員の負担増というデメリットも想定されることから、慎重に検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 6

意見の内容	
<p>(項 目) 施設の強みを生かした有効利用の促進</p> <p>(内 容) 当施設は、類似施設である富山市芸術文化ホール（大規模音楽ホール）と異なり、練習を通じて利用者が気軽に良質な芸術文化に触れることができるという強みがある。また、当施設を利用して成長したプロ、セミプロが多数存在するため、当施設に愛着を持つ彼ら／彼女らの協力を得ることで利用者に対し様々な体験の場を提供できる素地がある。一方で、現在の指定管理業務は施設の維持管理や事務管理に重きを置いており、利用者への芸術文化の普及促進という観点が弱くなっている。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者が当施設を活用して良質な芸術文化をより一層普及促進できるようにするため、必要な支援を行っていくことが望まれる。例えば、指定管理業務に芸術文化の普及事業を組み込んだり、当施設を活用したイベントに係る委託事業を増やしたりすることで、金銭面・人員面の支援を行っていくことが考えられる。なお、稼働率が低くなる 4 月や月曜日に以下のようなイベントを開催することで、施設の有効利用をより一層高めることができる可能性があるため、参考情報として付記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設で練習していたプロ、セミプロによる小学生等への指導教室の開催 ・ 認知度向上のための体験イベントの開催 	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民芸術創造センター】</p> <p>次回指定管理更新時の業務内容として、利用者への芸術文化の普及促進に関する業務を組み込むことを検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 7

意見の内容	
<p>(項 目) 使用料金体系の見直し要否の検討</p> <p>(内 容) 当施設の使用料金は機能や設備に比して割安に設定されている可能性がある。当施設は文化芸術の振興を主目的としており、採算性だけで使用料金を決定するべきではないが、一方で施設の老朽化が進んでおり修繕料の増加が見込まれることを勘案すると、受益者負担を適正化することも重要になってくる。</p> <p>施設所管課においては、民間施設の使用料金体系の調査や将来の歳出増加見込額の見積り等を実施し、その結果を踏まえて使用料金体系を見直す必要が無いか検討することが望まれる。例えば、当施設は富山市民以外の利用も多いため、富山市民、県内他市町村の住民、県外の住民で使用料金に差を設けることが考えられる。また、当施設はその機能や設備が高く評価されているため、施設の設置目的を害しない範囲で長期の貸出しを許可し相応の使用料金を徴収することも考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民芸術創造センター】</p> <p>使用料金体系の見直しについては、指定管理者の意見や県内外の類似機能を有する施設への調査を踏まえて検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 8

意見の内容	
<p>(項 目) 使用料減免の範囲、水準の再検討</p> <p>(内 容) 当施設は、学校減免（減免率 50%）や指定管理者主催イベント減免（減免率 100%）が多く、多額の使用料減免が発生している。当施設の設置目的は文化振興にあるため、その目的を達成するうえで使用料減免は非常に大切である。一方で、減免対象や減免率は長期間見直されておらず、減免の実態が当初の目的と乖離している可能性も否定できない。富山市の厳しい財政状態を勘案すると、目的や効果が曖昧になっている減免は適宜見直す必要がある。</p> <p>施設所管課においては、本庁部署と連携しながら減免の実態を調査し、必要に応じて減免対象や減免率を見直すことが望まれる。例えば、学校減免については、学校が利用する場合に一律減免するのではなく、減免の目的を明確にしたうえで当該目的と整合的な使われ方をしているか、という目線で整理することが考えられる（学校利用であっても教育や文化振興に寄与しない場合があり得るため）。また、当施設は高校の吹奏楽部の練習等で多く利用されているが、富山市のスポーツ施設は部活利用でも減免されないため、扱いに差を設けることの合理性を整理しておくことが考えられる。その他、指定管理者主催イベントは、文化振興や施設の稼働率安定の面で非常に重要であるが、当該イベントを開催しすぎると一般利用が阻害され施設の収支が悪化してしまうため、頻度や時期の適正化に留意することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民芸術創造センター】</p> <p>使用料減免の範囲、水準の再検討は、行政経営課で統一的な取扱いの見直しを進めているところであり、富山市民芸術創造センターの使用料についても、市の統一的な減免基準に準じた取扱いとしてまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 8

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 使用料減免の範囲、水準の再検討</p> <p>(内 容) 当施設は、富山市民文化事業団が主催するイベントの減免（100%減免）や富山市又は教育委員会の後援がある場合の減免（30%減免）が多く、多額の使用料減免が発生している。当施設の設置目的は市民文化の向上にあるため、その目的を達成するうえで使用料減免は大切である。一方で、減免対象や減免率は長期間見直されおらず、減免の実態が当初の期待と乖離している可能性も否定できない。富山市の厳しい財政状態を勘案すると、目的や効果が曖昧になっている減免は適宜見直す必要がある。</p> <p>施設所管課においては、本庁部署と連携しながら減免の実態を調査し、必要に応じて減免対象や減免率を見直すことが望まれる。例えば、以下のような論点を検討することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化事業団減免の一つである富山市美術作家連合会展は、同事業団が主催し使用料を100%減免する意義が曖昧になっているため、過去の経緯や現在の運営体制、他の美術展との平仄（日展は減免していない）等を踏まえて、主催者を富山市美術作家連合会に変更できないか検討する ・ 富山市美術展は、富山市主催（減免率 50%）にも関わらず特例で 100%減免となっているため、減免率の妥当性を再検討することが考えられる。なお、富山市美術展の開催は施設所管課にとって事務負担が非常に大きいため、富山市美術作家連合会展の運営ノウハウを有する富山市民文化事業団への委託に切り替えることも併せて検討するべきである。 	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民プラザホール】 使用料減免の範囲、水準の再検討は、行政経営課で統一的な取扱いの見直しを進めているところであり、富山市民プラザホールの使用料についても、市の統一的な減免基準に準じた取扱いとしてまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 8

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 使用料減免の範囲、水準の再検討</p> <p>(内 容) 当施設は、学校使用時の減免（50%減免）や富山市又は教育委員会の後援がある場合の減免（30%減免）が多く、多額の利用料減免が発生している。当施設の設置目的は市民文化の向上や国際交流にあるため、その目的を達成するうえで利用料減免は大切である。一方で、減免対象や減免率は長期間見直されておらず、減免の実態が当初の期待と乖離している可能性も否定できない。富山市の厳しい財政状態を勘案すると、目的や効果が曖昧になっている減免は適宜見直す必要がある。</p> <p>施設所管課においては、本庁部署と連携しながら減免の実態を調査し、必要に応じて減免対象や減免率を見直すことが望まれる。例えば、学校減免に関しては、学校が利用する場合に一律減免するのではなく、減免の目的を明確にしたうえで当該目的と整合的な使われ方を行っているか、という目線で整理することが考えられる（学校利用であっても教育や文化振興に寄与しない目的で利用されている場合もあり得るため）。また、後援減免に関しては、後援の定義等が曖昧になっている可能性があるため、定義の見直しを実施したうえで減免の必要性を再検討することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山国際会議場】</p> <p>減免については、行政経営課が主体となり共通減免の方向で検討をしている。その中で、学校使用時の減免、後援への減免の必要性など減免の実態等の調査が実施されている。</p> <p>また、後援については、令和 5 年度から行政経営課で定義の見直しが行われたところである。</p> <p>本施設においても、行政経営課と連携しながら、適切な見直しを検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 8

意見の内容	
<p>(項 目) 使用料減免の範囲、水準の再検討</p> <p>(内 容) 当施設は、学校減免（減免率50%）や指定管理者主催イベント減免（減免率100%）が多く、多額の使用料減免が発生している。当施設の設置目的は文化振興にあるため、その目的を達成するうえで使用料減免は非常に大切である。一方で、減免対象や減免率は長期間見直されておらず、減免の実態が当初の目的と乖離している可能性も否定できない。富山市の厳しい財政状態を勘案すると、目的や効果が曖昧になっている減免は適宜見直す必要がある。</p> <p>施設所管課においては、本庁部署と連携しながら減免の実態を調査し、必要に応じて減免対象や減免率を見直すことが望まれる。例えば、学校減免については、学校が利用する場合に一律減免するのではなく、減免の目的を明確にしたうえで当該目的と整合的な使われ方をしているか、という目線で整理することが考えられる（学校利用であっても教育や文化振興に寄与しない場合があり得るため）。また、指定管理者主催イベントでの利用は、文化振興や施設の稼働率安定の面で非常に重要であるが、当該イベントを過剰に開催すると一般利用が阻害され施設の収支が悪化してしまうため、頻度や時期の適正化、中ホールとの役割分担を心掛けることが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：芸術文化ホール】</p> <p>使用料減免の範囲、水準の再検討は、行政経営課で統一的な取扱いの見直しを進めているところであり、富山市芸術文化ホールの使用料についても、市の統一的な減免基準に準じた取扱いとしてまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 8

意見の内容	
<p>(項 目) 使用料減免の範囲、水準の再検討</p> <p>(内 容) 当施設は富山市斎場条例で使用料金が決まっているが、富山市民の利用については同条例第12 条（市長が特別な理由があると認める場合）により使用料が全額減免されている。これについては、富山市の厳しい財政事情を勘案すると受益者負担の観点から再検討の余地がある。</p> <p>施設所管課においては、他市町村の事例等を研究し、中長期目線で施設使用料の減免要否や減免率を再検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山霊園富山市斎場】</p> <p>火葬場等の使用料については、令和 3 年 9 月 1 日に料金改定を行ったところである。富山市民の使用料全額減免については、今後の火葬場の維持管理費や火葬件数の動向、他市町村の事例等を調査・研究しながら検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 9

意見の内容	
<p>(項 目) 部屋別・時間帯別利用実績の年度報告書への添付</p> <p>(内 容) 指定管理者は、年度報告書で月別・部屋別の利用人数を報告している。なお、指定管理者は内部管理目的で部屋別・時間帯別の利用実績を集計しているが、当該情報が年度報告書に添付されていなかった。施設所管課が指定管理業務の成果を評価するとともに、指定管理者と同じ目線で施設の利用促進策を検討するためには、双方の情報格差を極力解消する必要がある。 施設所管課においては、指定管理者に対して部屋別・時間帯別の利用実績集計も年度報告書に添付するよう指導することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民芸術創造センター】 指定管理者に対して、部屋別・時間帯別の利用実績集計も年度報告書に添付するよう指導してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見10

意見の内容	
<p>(項 目) 施設の強みを生かした有効利用の促進</p> <p>(内 容) 当施設は、良質の和室や日本庭園を有しており日本文化を体感できる施設として相応の強みを有している。一方で、当施設は、用途が特殊であり市民の認知度や施設稼働率が低くなっている。特に、当施設の主要な利用者である富山県宝生会は会員の高齢化が進んでおり、長期的に利用者数の減少が予想されている。</p> <p>施設所管課及び指定管理者においては、高齢化による利用の減少を見据えて、施設の目的や雰囲気害を害しない範囲で有効利用を促進するための施策を検討していくことが望まれる。例えば、一般市民への周知と利便性向上を目的として HP を作成し、施設イメージや予約状況を可視化したり多様な用途を発信したりすることが考えられる。なお、HP を作成する際には、動画を活用することで施設イメージを具体化しやすくなるが、この点、富山市芸術創造センターの指定管理者が作成している HP が参考になるため、適宜確認されたい。また、空き時間を利用して一般市民向けの簡易な能楽体験会を開催することも考えられる。加えて、施設の目的や雰囲気害を害しないイベント（囲碁や将棋の大会、結婚式の前撮り等）を増やすため、企画会社への宣伝業務委託や関連団体への施設説明会の開催等を行うことが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山能楽堂】</p> <p>指定管理者の意見を聴取するとともに、他施設の状況を調査するなどにより、施設の有効利用を促進するための施策を検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見11

意見の内容	
<p>(項 目) 総曲輪駐車場の稼働率向上施策の検討</p> <p>(内 容) 総曲輪駐車場は、繁華街に位置し周辺のホテルや飲食店関連の利用が多かったが、コロナ禍で飲食店関係の利用が低迷しており、他の駐車場と比較しても稼働率が低くなっている。 施設所管課においては、指定管理者と協議の上、総曲輪駐車場の稼働率向上のための施策を検討することが望まれる。例えば、一般利用による稼働率向上が望めない場合は、富山市の公用車の避難場所として活用するなど公の利用を増やすことも考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営駐車場】 総曲輪駐車場は、新型コロナウイルス感染症や民間大型立体駐車場の整備、遊休地のコインパーキング化等の要因により、稼働率においてコロナ禍前の水準には戻っていないものの回復傾向にある。 なお、税務事務所の廃止により当該施設で使用していた公用車を本庁舎に移管し、それに伴い本庁舎における駐車スペースに不足が生じていることから、現在、総曲輪駐車場の空いている駐車区画を公用車の駐車場所として活用している。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見12

意見の内容	
<p>(項 目) 桜町駐車場と総曲輪駐車場の屋上部分の利活用</p> <p>(内 容) 桜町駐車場と総曲輪駐車場は、駐車場内へのカラスの侵入を防止するため屋上部分が出入り禁止になっている。原則的には利用者がいつでも利用できるよう屋上部分を開放するべきであるが、一方で、鳥害により既存利用者の満足度が低下する事態は避ける必要がある。</p> <p>施設所管課においては、他の立体駐車場の屋上活用事例や鳥害対策事例を調査したうえで、桜町駐車場と総曲輪駐車場の屋上部分の利活用方針を整理することが望まれる。例えば、通常の方法での利活用が難しい場合は、富山市の公用車の避難場所として活用することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営駐車場】</p> <p>桜町駐車場と総曲輪駐車場においては、満車が見込まれる場合は当然に屋上の駐車スペースを解放しているが、それ以外では既存利用者への鳥害が懸念されることから、利用者の利便性に影響を及ぼさない程度で屋上部分への出入りを制限している。施設の構造上の特性を考慮しながら屋上部分の利活用について研究を行ってまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見13

意見の内容	
<p>(項 目) 歳入予算の見積り精度の向上</p> <p>(内 容) 施設所管課は、当施設の歳入予算を策定する際に施設使用料（駐車料金）を前年決算額と同額程度で見積もっている。一方で、昨今はコロナ禍により施設使用料（駐車料金）が減少傾向にあるため、歳入予算と決算額との乖離が大きくなっている。なお、当施設は特別会計を設定しており、従来は一般会計への繰出しが続いていたが、足元では歳入超過が減少しており、将来的に一般会計からの繰入れが必要になる可能性がある。一般会計からの繰入れが必要になった場合は、年度途中で補正予算を組むなど追加の対応が必要になってくる。</p> <p>施設所管課においては、施設使用料（駐車料金）の見積りを精緻化し予算管理の精度を向上させることが望まれる。例えば、施設使用料（駐車料金）を見積もる際には、前年の決算額に過去 1～2 年の増減率等を加味することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営駐車場】</p> <p>施設使用料については、コロナ禍前の水準には戻っていない状況が続いており、それに伴い一般会計への繰出金も減少したが、会計上は黒字を維持している。今後においても歳入予算を計上する際は、前年度決算額や過去 1～2 年の増減率を考慮の上、積算してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見14

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) HPの機能向上</p> <p>(内 容) 富山市は、当施設の概要やイベント等の情報を富山市のHP（育サポとやま）等を通じて発信している。一方で、当該HPは機能や使い勝手の面で改善の余地が認められる。</p> <p>施設所管課においては、当該HPを運営していくうえで指定管理者や施設利用者から意見を聴取し、機能や使い勝手を継続的に向上させていくことが望まれる。例えば、現在、イベントの申込みは電話か受付窓口でのみ可能となっているが、HP上で全児童館のイベントを一覧化しwebで申込みができるようにすることが考えられる（その場合、参加者多数の際には先着順ではなく抽選に統一する）。なお、HPの機能や運用方法について児童館の指定管理者（3者）の見解が相違する場合は、他の公の施設と同様に指定管理者に施設独自のHPの作成を許可し、育サポとやまには当該HPのリンクを張ることも考えられる。その他、HPを変更する際には富山市芸術創造センターの指定管理者が作成しているHPが参考になるため、適宜確認されたい。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：中央児童館、山室児童館、神保児童館】</p> <p>児童館で実施しているイベントや教室については、各館の指定管理者が主体的に実施しており、市では、子育て支援ウェブサイト「育さぽとやま」を活用して周知するなどの支援をしている。今後は、イベントの周知方法や申し込み方法について、利用者の利便性向上に向けて、指定管理者と協議してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見15

意見の内容	
<p>(項 目) 指定管理者同士の連携強化</p> <p>(内 容) 富山市には当施設を含めて13の児童館が存在し、指定管理者のほか社会福祉事業団（外郭団体）とわかくさ福祉会が指定管理業務を請け負っている。これらは、年1回9月頃に3館長会議や厚生委員会議等を開催し情報交換を行っているが、時期が9月に偏っている、頻度が少ない、現場の若手担当者の参加が少ない等の課題が認められる。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者が児童館をより効果的、効率的に運営できるようにするため、指定管理者同士の情報交換の実効性を高める工夫を行うことが望まれる。例えば、現在開催されている会議の頻度を増やす、課題や良事例を共有する目的で現場担当者レベルの会議を新設する等の対応が考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：中央児童館、山室児童館、神保児童館】</p> <p>児童館では、13館合同で年に1回「児童館まつり」を開催している。近年は、コロナウィルス感染症拡大防止のため中止となっていたが、令和5年度は開催することが決まっており、若手担当者を含む指定管理者同士が交流や情報交換できる機会となっている。</p> <p>その他の現場担当者レベルの会議等については、各指定管理者の意見を聞きながら、検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見16

意見の内容	
<p>(項 目) 指定管理者の強みを生かした市民サービスの拡充</p> <p>(内 容) 指定管理者は境界知能児童の対応ノウハウを豊富に有しているが、現状では児童館で親のみを対象としたイベントを開催することが認められておらず、その強みを生かし切れていない。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と連携しながら、境界知能児童やその親に対するサービスを拡充する余地がないか検討することが望まれる。例えば、不登校児の親に対応するセミナーや親子で行うソーシャルスキルトレーニング等を開催することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：中央児童館】</p> <p>児童館は「18歳未満の児童」を対象とした施設であるため、大人だけを対象としたセミナー等を行っていないが、指定管理者からセミナー等の開催について具体的な相談があった場合には、親子で参加できる方法やオンラインでの開催等について、指定管理者と協議しながら検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見17

意見の内容	
<p>(項 目) インキュベータ・オフィスの利用促進策の検討</p> <p>(内 容) インキュベータ・オフィスは、長期間にわたって入居率が低くなっている。これは、内規で対象業種を「ソフトウェア等の開発やデザイン業など」に限定していること、使い勝手の悪い区画があること、支援機能が弱く差別化できていないこと等が原因と考えられる。 施設所管課においては、施設の利用促進のため以下のような対応策を検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象業種の見直し（入居要件の緩和） ・ 使い勝手の悪い区画の間取り見直し（特に手狭で窓がないルーム3とルーム4） ・ 施設の設置目的を踏まえた入居者への支援機能の強化 	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：四方チャレンジ・ミニ企業団地、同研修センター、とやまインキュベータ・オフィス】</p> <p>本施設は、創造性に富んだアイデア又は技術を基に事業化を図る者を育成するために設置し、管理運営要綱において使用対象業種を「ITを活用したソフトウェア等の開発やデザイン業など創造性に富んだアイデアや技術を基とした事業を使用対象とする」と定め運営を行っている。</p> <p>こうした中、使用希望者からは入居業種の要件緩和の希望は特段聞かれず、また、ルームの区画の間取りや入居者への支援機能についても、使用希望者や入居者からの見直し希望が、特段、聞かれないところである。</p> <p>一方で、本施設の開設以来、長期間ご指摘の部分に関する見直しを行っておらず、部屋の空きが生じていることから、今後とも入居者や使用希望者の声の汲み取りに努めるとともに、他市の事例や指定管理者の意見も確認しながら改善策を検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見18

意見の内容	
<p>(項 目) 指定管理施設とし続けるかどうかの検討</p> <p>(内 容) 企業団地、研修センター、インキュベータ・オフィスは何れも小規模な施設であり、業務内容や付加価値の面から指定管理施設とする必要性が曖昧になっている。施設所管課においては、今後の施設運営方針も踏まえて、これらの施設を指定管理施設とし続けるかどうか検討することが望まれる。例えば、指定管理施設の場合の費用対効果と、直営施設に切り替えて入居者支援業務のみ外部委託した場合の費用対効果とを比較検討することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：四方チャレンジ・ミニ企業団地、同研修センター、とやまインキュベータ・オフィス】</p> <p>四方チャレンジ・ミニ企業団地及び研修センターについては、今後の施設運営方針等の検討において、指定管理施設とした場合と、直営施設に切り替えた場合との入居者支援業務を、外部委託費のほか施設職員人件費や所管課職員の業務に係る時間等も含めた費用対効果を比較検討するなど、効率的かつ効果的な運営方法を検討してまいりたい。</p> <p>また、とやまインキュベータ・オフィスについて、民間ならではの柔軟な人員配置や給与設定等の諸条件から、直営施設に切り替えて入居者支援業務のみを外部委託とした場合には、費用の縮減について一概には言えないものと思われる。</p> <p>加えて、指定管理施設とすることで、民間のノウハウを活かしたサービスの提供が期待されるとともに指定管理者とのモニタリングを通じて、指定管理者及び市の双方が、効率的・効果的な施設管理に向けて改善につなげることが出来る。</p> <p>以上のことから、とやまインキュベータ・オフィスについては、指定管理施設として継続してまいりたいと考えている。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見19

意見の内容	
<p>(項 目) 設備の更新や修繕</p> <p>(内 容) 当施設は、分宿棟にエアコンが設置されておらず猛暑の時も扇風機で対応している。また、分宿棟のトイレが和式便器のみであり、小中学生が利用する際に不便になっている。加えて、A 4 分宿棟が地盤沈下で使用できなくなっているが、野外活動中に使い勝手が良いトイレはA 2 分宿棟とA 4 分宿棟のものであるため、野外活動を行う際に不便が生じている。 施設所管課においては、当施設の必要性や存在意義を踏まえて適切な設備更新や修繕を行っていくことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：野外教育活動センター】 富山市野外教育活動センターは、子どもたちに素朴な原生活を体験させるため、施設に空調設備を設置せず、夏季においては扇風機で対応していたが、令和 4 年度に炊飯棟の和室及びリーダー室を体調不良者が発生した場合の休憩場所とするため、合計 9 台の空調設備を設置した。 トイレにおいては、利用者の利便性向上のため、令和 5 年度に管理棟及び分宿棟における合計 9 箇所の和式便器を洋式便器に改修する予定となっている。 当施設は、自然豊かな環境の中での体験学習を通し、心身ともに調和のとれた健全でたくましい子どもの育成を図るための貴重な施設であり、今後も本市の厳しい財政状況を勘案しながら、必要な設備更新を図ってまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見20

意見の内容	
<p>(項 目) 供食業務に係る食事代収入の帰属先の明確化</p> <p>(内 容) 基本協定書（管理業務仕様書）では、指定管理業務として「利用者への供食業務」を明記している。なお、当該業務に係る収入は従来から富山市が収受しているが、基本協定書（管理業務仕様書）では収入の帰属先が明記されていない。</p> <p>施設所管課においては、公募の際に指定管理候補者が指定管理業務の内容や採算性等を正しく理解できるようにするため、基本協定書や管理業務仕様書に供食業務収入の帰属先を明記することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：野外教育活動センター】</p> <p>当施設の指定管理業務における次回の公募時に向け、供食業務収入の帰属先を明記することについて、検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見21

意見の内容	
<p>(項 目) 準備作業期間における機能や利用の制限</p> <p>(内 容) 当施設は山林をそのまま活用した広大な野外活動スペースを有しているため、12月～1月は積雪期に向けての準備作業（遊具の撤去、オリエンテーリング等の看板撤去、雪囲い、スコップ設置等）が、3～4月は無雪期に向けての準備作業（遊具の設置、オリエンテーリング等の看板設置、雪囲いの除去等）が必要となる。これらの時期は殆ど施設利用がないが、仮に1件でも予約が入ると準備作業が後ろ倒しになり、設備の安全性確保が難しくなるとともに職員の事務負担が大きく増加してしまう。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、これらの時期に施設の機能や受入を制限することができないか検討することが望まれる。例えば、これらの時期は遊具や野外炊さんの利用を停止することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：野外教育活動センター】</p> <p>当施設においては、冬期間において「親子で雪遊び」や「かんじきハイク」などの指定管理者による自主事業を開催するなど、冬の活動も推進していること、また施設の利用に伴った定期的な除雪を行うことにより、施設の維持管理を適切に行えることから、冬期間において施設の利用を制限することは考えていない。</p> <p>なお、冬期間においては、利用者が比較的少なく業務に余裕があることから、職員の定時退所及び有給休暇の積極的取得を特に奨励し、職員の負担軽減を図っている。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見22

意見の内容	
<p>(項 目) 施設の利用実態に応じた固定契約の見直し</p> <p>(内 容) 当施設は、雪の少ない12～1月中旬や新学期が始まる3～4月は殆ど利用されなくなっている。一方で、委託料の大部分を占める「供食、清掃及び一般廃棄物処理業務委託」は年間契約となっており、毎月1,164千円の費用が固定的に発生している。また、指定管理者は寝具280組（16組×14部屋＋予備分）をリースしているが、令和3年度にリース契約が変更され、未使用分も含めた全ての布団のリース料を毎月支払っている。このように、施設の利用が少ない時期にも固定額の支払いを続けることで、指定管理費が割高になっている可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、施設の利用実態に照らしてこれらの固定契約が合理的かどうか検討することが望まれる。例えば、供食、清掃及び一般廃棄物処理業務委託については、施設の稼働の波に合わせて業務の頻度や内容を変更できないか検討することが考えられる。また、寝具のリースについては、過去の利用実績等をもとに必要な寝具の数を再検討し、寝具の数を減らしたりリースと購入を組み合わせたりしてリース料の支払いを極力削減することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：野外教育活動センター】</p> <p>「供食、清掃及び一般廃棄物処理業務委託」及び寝具のリース契約については、指定管理者において、現在の指定管理期間である令和3年度から令和7年度までの委託契約を締結しているため、途中での変更が難しい。また現在のリース契約の受託業者に確認したところ、現行の1年間の賃借を閑散期のみ個数を減らすとした場合、寝具の入れ替えに多大な労力が発生し、委託料がかえって高くなるとのことだったため、今後も現契約を継続することが適当であると考えている。</p> <p>なお次回の公募時においては、事前に複数の業者に聞き取りの上、費用がかからない契約の仕様について、検証を行う予定である。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見23

意見の内容	
<p>(項 目) 減免申請手続の遅延</p> <p>(内 容) 指定管理者は、前年度末までに自身が主催するスポーツクラブの1年分の使用予定と減免申請を施設所管課に提出しているが、令和3年度分については当該手続が漏れており、9月に申請を行っていた。 施設所管課においては、減免手続に遅延が無いよう指定管理者を指導することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民球場】 指定管理者に対し、速やかに当該の手続きを行うよう指示したところであり、今後も、条例等に基づく適切な手続きを行うよう指導してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見24

意見の内容	
<p>(項 目) 最大電力量削減のための対応</p> <p>(内 容) 当施設は、照明で大量の電気を使用するため高圧電力となっている。一方で、当施設で全灯照明を使用する日は年間数日に限られており、最大電力量をもとに決定される基本料金が割高になっている可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、最大電力量を削減するための施策を検討することが望まれる。例えば、照明をLED化したり発電機を設置して最大電力量を抑えたりすることが考えられる。なお、発電機の設置については、設備投資コストと電力料削減効果とを比較検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民球場】</p> <p>ご指摘のとおり、電気料金の基本料金は最大電力量を基に計算されるため、市民球場では、割高になっている可能性がある。特に、プロ野球開催時は全屋外照明が点灯され、季節によっては空調等も稼働することから、1日で大量の電力を消費して基本料金が高額になる可能性が高いと考えている。</p> <p>市としては、計画的な改修の一環として、今年度、屋外照明のLED化を行うこととしているが、次年度以降、プロ野球の開催等が予定される場合には、合わせて、発電機の設置の比較検討を行うなど、電気料の削減について指定管理者と連携して検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見25

意見の内容	
<p>(項 目) 利用料金体系の見直し要否の検討</p> <p>(内 容) 東富山温水プールの使用料金は大人2時間230円であり、北部プールの使用料金は大人2時間70円である。これは、富山市の類似施設と比較して低廉になっている(富山市民プールは大人2時間450円、八尾B&G海洋センタープールは大人2時間340円)。なお、東富山温水プールは、施設の老朽化に伴う修繕料や加温のための燃料費が相応に発生している。また、北部プールは、水球の競技力向上を目的としており使用料金を低廉にしているが、一般利用が制限され特定の団体が継続的に利用している施設であることを考えると、受益者負担の公平性の観点から議論の余地がある。</p> <p>施設所管課においては、当施設の利用状況や今後の大規模修繕の必要性、類似施設の使用料金水準等を整理したうえで、受益者負担の公平性の観点から妥当な使用料金の水準を検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：東富山温水プール、北部プール】</p> <p>現在、本市では、受益者負担の適正化を図るため公の施設の使用料について見直しを進めており、使用料算定の基準を定めることとしている。</p> <p>このことから、本施設の使用料については、市全体の基準が示された後、その基準に基づいて算定を行い、見直しを行ってまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見26

意見の内容
<p>(項 目) 公共的建築物が無いスポーツ施設に係る再整備方針</p> <p>(内 容) 富山市は、公共的建築物が設置されている公の施設については「公共施設等総合管理計画」や「第2次公共施設マネジメントアクションプラン(実行編)」を策定して再編整備方針を明示しているが、公共的建築物が無いスポーツ施設(例：庭球場、運動広場等)については具体的な再編整備方針を検討していない。</p> <p>施設所管課においては、公共的建築物が設置されていないスポーツ施設(例：庭球場、運動広場等)についても公共施設マネジメントアクションプランを作成し、再編整備方針を明確にすることが望まれる。なお、現地視察の結果、以下の施設は維持管理や利用状況に課題が認められたため、参考にされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北部錬成館 老朽化が進んでいるほか、富山市北部には水橋錬成館があり機能の重複がみられる。 ・ 蛭川ちびっこ広場 面積が縮小され利用困難な大きさになっており、実際に利用者も殆どいなくなっている。 ・ 五艘運動広場 面積が狭く野球の練習ができないため利用者数が少なくなっている。現場視察の際には草が生い茂り利用が困難な状態になっていた。 ・ 大久保運動広場 近隣に大沢野総合運動公園野球場、大沢野グラウンド、西大沢グラウンド等の類似施設が多数あり、利用者数が少なくなっている。 ・ 蛭川庭球場 施設老朽化等により利用者数が少なくなっている。 ・ 五艘庭球場 石坂庭球場と200mしか離れておらず機能が重複している。 ・ 石坂庭球場 現地視察の際は、入口に蔦が生い茂り利用案内板が見えにくくなっていた。また、4面コートのうち2面には草が生い茂り利用が困難な状態になっていた。 ・ 呉羽庭球場 コート面のひび割れが酷いため令和3年度から使用を停止している。 ・ 相撲場 老朽化が進み利用者数が減少している。第2次公共施設マネジメントアクションプラン実行編で廃止が決定している。
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：北部錬成館等】 建築物のない施設のうち庭球場について、昨年度「富山市庭球場再編方針」を策定し、再編を進めることとしている。</p> <p>また、令和5年度にはご指摘のあった蛭川ちびっこ広場等を含めた運動広場全体の再編方針を検討してまいりたい。</p> <p>なお、ご指摘のあった施設のうち、蛭川庭球場については蛭川公民館の建て替えに伴い廃止とすること、五艘庭球場と石坂庭球場については集約化を行うことを、富山市庭球場再編方針において定めたところである。</p>

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見27

意見の内容	
<p>(項 目) とやまスポーツネットの利便性向上</p> <p>(内 容) 富山市のスポーツ施設は富山市が運営する「とやまスポーツネット」で予約できるが、現状では利用目的（やりたいスポーツ）と対象施設を選択しないと施設の空き状況を確認することができず、一覧性に欠けている。そのため、利用希望者が認識していない施設は空き状況の確認にまで至らず、利用率が向上しない一因になっている可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、他の予約サイトの事例等を調査し、「とやまスポーツネット」の機能性を向上させることが望まれる。例えば、利用目的が共通する施設について日別、時間帯別の空き状況を一覧表示できるようフォームを変更することが考えられる。なお、当該検討にあたっては富山市芸術創造センターのHPが参考になるため、適宜確認にされたい。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：北部錬成館等】</p> <p>とやまスポーツネットはシステム導入から 24 年が経過し、その保守管理も困難になっている状況にある。</p> <p>こうしたことから、本市ではスポーツネットに変わる新たなシステムの導入を検討しており、その際には、システムの保守性や導入コストに加え、利用者の利便性を考慮して選定してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見28

意見の内容	
<p>(項 目) 目的外使用料の減免と実費負担の見直し</p> <p>(内 容) 花木体育センターの事務室は民間団体（呉羽スポーツクラブ）が（富山市民プールの事務室はNPO法人富山スイミングクラブが）事務所として継続使用しているが、施設所管課は目的外使用料を全額減免するとともに電気料の実費相当額のみを徴収している。目的外使用料については、令和3年8月2日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らすと全額減免が過大である可能性がある。また、実費負担については、類似施設である八尾農村環境改善センターでは、会議室を占有していた土地改良区に対して占有部分の面積比で按分した以下の費用を実費徴収していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料 ・上下水道料 ・消防設備保守点検費用 ・自動ドア保守点検費用 ・NHK受信料 ・防犯警備費用 ・共用部の電気料 ・火災警備用のFAX使用料 <p>施設所管課においては、他施設の事例等も踏まえて目的外使用料の減免の妥当性や実費負担の十分性を再検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：北部錬成館等/富山市民プール】</p> <p>次回申請の際には呉羽スポーツクラブ及び富山スイミングクラブに対し適切な負担を求めることができるよう、八尾農村環境改善センターを参考に、減免割合や維持管理経費の負担について検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見29

意見の内容	
<p>(項 目) 教室機能の移管可否の検討</p> <p>(内 容) 当施設は、旧大沢野町が高齢者の生きがいを目的に開設した。一方で、当施設で開催されている教室は隣接する大沢野健康福祉センターの遊休スペースでも開催可能であり、将来大規模修繕が必要になった時に当施設を存続させるべきかどうかについては議論の余地がある。このように、当施設は機能の代替可能性、富山市の財政負担等を勘案すると、将来的にその存在意義に疑義が生じる可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上機能の代替可能性を整理し、当施設の教室機能を他の施設に移管できないかどうか検討することが望まれる。例えば、遊休施設の有効利用とそれに伴う財政負担の軽減の観点から、当施設の教室機能を大沢野健康福祉センターに移管できないか検討することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：大沢野高齢者いきがい工房】</p> <p>当施設のあり方については、第 2 次富山市公共マネジメントアクションプランにおいては、機能の提供形態について、「維持」と同時に「集約化」とされている。</p> <p>教室機能の移管については、遊休スペースの活用の観点から大沢野健康福祉センターへ集約するという考え方がある一方で、施設の新しい大沢野高齢者いきがい工房へ集約するという考え方もあり、今後、両施設の利用形態や利用状況を踏まえて検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見30

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 受講料の見直し</p> <p>(内 容)</p>	<p>指定管理者は指定管理業務として各種教室を開催しており、夏休み交流体験教室（5回）で1人当たり2千円程度、木工教室（25回開催）で1人当たり5千円程度の受講料を徴収している。一方で、当該受講料は、消費税増税時を含め一度も見直されておらず、その計算根拠も不明となっている。この点、過去に受講料を設定した時と比べると定員の見直しや諸経費の値上がり等の環境変化が生じている可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、受講料の水準が妥当なものかどうか再検討することが望まれる。なお、再検討にあたっては、受講料により賄うべき経費の範囲を整理するとともに、現在の受講者数や経費の発生状況、他団体が実施している類似教室の受講料等を総合的に勘案することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：大沢野高齢者いきがい工房】</p>	<p>現在の受講料については、定員や諸経費のほか、他の事業における類似教室の受講料等を総合的に勘案されて設定されたものと考えており、引き続き、民間施設や物価水準等を調査した上で、受益者負担の水準の妥当性を鑑み、適切な受講料の設定を行ってまいりたい。</p>

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見31

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 大沢野中央公園の弓道場跡地等の利活用</p> <p>(内 容) 大沢野中央公園は、弓道場跡地とテニスコート跡地が空き地になっており公園として整備されていない。一方で、これらのエリアは指定管理対象となっているため、指定管理者は除草剤散布（年3回）と草刈り作業（随時）を実施している。 施設所管課においては、指定管理者と協議の上、弓道場跡地とテニスコート跡地の利活用方針を整理し、当該方針に基づいて管理方法を見直すことが望まれる。例えば、費用対効果の面から公園としての再整備が難しいと判断された場合は、跡地部分を普通財産化したうえで管財課に所管換えするとともに、指定管理対象から除外することが考えられる。なお、その場合は、大沢野中央公園の指定管理対象施設が駐車場とトイレのみになるため、指定管理対象施設を大沢野グラウンドと統一することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：大沢野地域スポーツ施設、大沢野地域都市公園（猿倉山森林公園を除く）】</p> <p>ご指摘のとおり、大沢野中央公園の弓道場及びテニスコート跡地に関しては空き地状況になっており、維持管理の負担が発生している。 今後の利活用方針については、周辺住民のご意見やご要望も踏まえ検討を行い、利活用が困難と判断された場合には管理方法を見直すなど検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見32

意見の内容
<p>(項 目) 大沢野グラウンドの利活用</p> <p>(内 容) 大沢野グラウンドは従来から利用者数が少なかったが、令和2年度以降はコロナ禍により利用者数が激減している。この点、以前は12チームほど存在していた大沢野地域の社会人野球チームがコロナ禍により3~4チームにまで激減しており、大沢野総合運動公園野球場だけで需要が満たされている可能性がある。また、当施設は照明施設やバックネット裏の防球ネットが無いいため、機能面で使いにくい可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者や野球協会と協議の上、当施設の利用が少ない原因を特定するとともに、利活用方針を整理することが望まれる。例えば、大沢野地域だけでは利用が見込めない場合は、他地域のチームの利用を促進することが考えられる。また、当施設はとやまスポーツネットを通じて予約されているが、その利便性に問題がある場合はスポーツ健康課と協議して利便性を高めることが考えられる(例：一覧性が無く空き施設の検索がしにくい等)。なお、利活用方針を検討した結果、利用の回復が見込めない場合は、富山市の財政負担軽減の観点から施設の廃止を検討することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：大沢野地域スポーツ施設、大沢野地域都市公園(猿倉山森林公園を除く)】</p> <p>大沢野グラウンドは、ご指摘のとおり、従来より利用者数が多くなかったところ、コロナ禍によってさらにその減少がみられたところであり、昨年度の利用者数は460人とどまっている。</p> <p>照明や防球ネット等の設置によって、利用者が増加することも考えられるところですが、設置及び維持管理に多額の費用が必要となることから、その実現は困難であると考えている。</p> <p>このことから、利用促進に向け、指定管理者と意見交換を行い、当面は可能な範囲で取組みを行うとともに、利用の増加がみられない場合は、施設のあり方について、廃止も含めて検討してまいりたい。</p>

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見33

意見の内容	
<p>(項 目) 都市公園等に係る再編整備方針</p> <p>(内 容) 富山市は、公共的建築物が設置されている公の施設については「公共施設等総合管理計画」や「第2次公共施設マネジメントアクションプラン(実行編)」を策定して再編整備方針を明示しているが、都市公園等については具体的な再編整備方針を検討していない。都市公園等は管理が滞ると急激に劣化するため相応の維持管理コストが必要になるが、利用実態を把握しにくいいため費用対効果の面で必要性に疑義が生じているものが存在している可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、都市公園の統廃合に係る他自治体の取組事例を研究したうえで、適正配置や用途別の利用方針、管理手法等を整理し、マネジメントアクションプランとして具体化することが望まれる。例えば、大沢野中学校跡地公園は活発に利用されているとは言い難く、遊具やゲートボール場の整備も滞っているため、その必要性を再検討することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【大沢野地域スポーツ施設、大沢野地域都市公園（猿倉山森林公園を除く）】</p> <p>都市公園は、本来、屋外における休息、レクリエーション活動を行う場であり、また、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保、災害時における避難地等といった機能を備える施設であるため、みだりに廃止すべきではないが、今後の利用状況により、その設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれる。</p> <p>都市公園の統廃合については、他自治体の取組事例を参考にしながら、慎重に検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見33

意見の内容	
<p>(項 目) 都市公園等に係る再編整備方針</p> <p>(内 容) 富山市は、公共的建築物が設置されている公の施設については「公共施設等総合管理計画」や「第2次公共施設マネジメントアクションプラン(実行編)」を策定して再編整備方針を明示しているが、都市公園等については具体的な再編整備方針を検討していない。都市公園等は管理が滞ると急激に劣化するため相応の維持管理コストが必要になるが、利用実態を把握しにくいため費用対効果の面で必要性に疑義が生じているものが存在している可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、都市公園等の統廃合に係る他自治体の取組事例を研究したうえで、適正配置や用途別の利用方針、管理手法等を整理し、マネジメントアクションプランとして具体化することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：八尾地域都市公園、神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館、久婦須川ダム周辺広場】</p> <p>都市公園は、本来、屋外における休息、レクリエーション活動を行う場であり、また、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保、災害時における避難地等といった機能を備える施設であるため、みだりに廃止すべきではないが、今後の利用状況により、その設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれる。</p> <p>都市公園の統廃合については、他自治体の取組事例を参考にしながら、慎重に検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見33

意見の内容	
<p>(項 目) 都市公園等に係る再編整備方針</p> <p>(内 容) 富山市は、公共的建築物が設置されている公の施設については「公共施設等総合管理計画」や「第2次公共施設マネジメントアクションプラン(実行編)」を策定して再編整備方針を明示しているが、都市公園等については具体的な再編整備方針を検討していない。都市公園等は管理が滞ると急激に劣化するため相応の維持管理コストが必要になるが、利用実態を把握しにくいいため費用対効果の面で必要性に疑義が生じているものが存在している可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、都市公園等の統廃合に係る他自治体の取組事例を研究したうえで、適正配置や用途別の利用方針、管理手法等を整理し、マネジメントアクションプランとして具体化することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：婦中地域都市公園及び地域広場】</p> <p>都市公園は、本来、屋外における休息、レクリエーション活動を行う場であり、また、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保、災害時における避難地等といった機能を備える施設であるため、みだりに廃止すべきではないが、今後の利用状況により、その設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれる。</p> <p>都市公園の統廃合については、他自治体の取組事例を参考にしながら、慎重に検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見34

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 大沢野総合運動公園野球場の雨漏り修繕</p> <p>(内 容) 大沢野総合運動公園野球場の現地視察を実施した際、通路部分に複数の雨漏りが確認された。富山市は、第2次公共施設マネジメントアクションプラン(実行編)で大沢野総合運動公園に所在する陸上競技場管理棟を「市の中核施設につき長寿命化を図る」としている。 施設所管課においては、指定管理者と協議の上、当施設の位置付け等に応じた適切な修繕を行うことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：大沢野地域スポーツ施設、大沢野地域都市公園（猿倉山森林公園を除く）】</p> <p>大沢野野球場については、今年度、劣化状況調査に基づき、雨漏りの修繕を行うこととしている。</p> <p>今後も、限られた予算の中で、施設の位置づけに応じた適切な施設の維持管理を行ってまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見35

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 指定管理者の交代を見据えた準備</p> <p>(内 容) 指定管理者は、職員の高齢化等により令和6年度以降の指定管理業務を引き受けない旨、施設所管課に伝達している。 施設所管課においては、指定管理者の交代を見据えて、施設の運営管理に支障が生じないよう事前準備を行うことが望まれる。例えば、以下のような論点を検討することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指定管理者が管理している大沢野総合運動公園屋内競技場は大沢野総合運動公園、野球場、陸上競技場と一体で機能しているため、募集単位を統一することが考えられる。 ・ 大沢野中央公園と大沢野グラウンド、大沢野中学校跡地公園と西大沢グラウンドはそれぞれ実質一体の施設であるため、引き続き募集単位を統一することが考えられる。 ・ これらの施設は利用状況が大きく異なっており、指定管理者にとっての魅力度（自主事業の拡大可能性等）や求められる管理の水準が異なる可能性がある。そのため、指定管理者が応募しやすい施設（大沢野総合運動公園関連の施設）とそれ以外の施設とで募集単位を区分し、後者に応募がない場合は、低コストで必要十分な管理ができる婦中公園緑地管理公社を非公募選定することが考えられる。 	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：大沢野地域スポーツ施設、大沢野地域都市公園（猿倉山森林公園を除く）】</p> <p>大沢野地域におけるスポーツ施設については、現在、令和5年度末までの指定管理を行っているが、現指定管理者は、次期指定管理を請け負えない旨の意思を表明していたため、令和4年度より、他のスポーツ施設の指定管理者と意見交換等を行っていたところである。</p> <p>指定管理対象施設については、他部局における施設の管理方針等もあることから、今年度実施する公募はスポーツ施設のみを対象としているが、選定された事業者及び他部局と意見交換等を行い、次回公募時に向け、効率的な指定管理を行うことができるよう体制について検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見35

意見の内容	
<p>(項 目) 指定管理者の交代を見据えた準備</p> <p>(内 容) 指定管理者は、職員の高齢化等により令和6年度以降の指定管理業務を引き受けない旨、施設所管課に伝達している。 施設所管課においては、指定管理者の交代を見据えて、施設の運営管理に支障が生じないよう事前準備を行うことが望まれる。例えば、以下のような論点を検討することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の指定管理者が管理している大沢野総合運動公園屋内競技場は大沢野総合運動公園、野球場、陸上競技場と一体で機能しているため、募集単位を統一することが考えられる。 ・ 大沢野中央公園と大沢野グラウンド、大沢野中学校跡地公園と西大沢グラウンドはそれぞれ実質一体の施設であるため、引き続き募集単位を統一することが考えられる。 ・ これらの施設は利用状況が大きく異なっており、指定管理者にとっての魅力度（自主事業の拡大可能性等）や求められる管理の水準が異なる可能性がある。そのため、指定管理者が応募しやすい施設（大沢野総合運動公園関連の施設）とそれ以外の施設とで募集単位を区分し、後者に応募がない場合は、低コストで必要十分な管理ができる婦中公園緑地管理公社を非公募選定することが考えられる。 	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：大沢野地域スポーツ施設、大沢野地域都市公園（猿倉山森林公園を除く）】</p> <p>大沢野地域における都市公園の一部については、現在、令和5年度末までの指定管理を行っているが、現指定管理者は、次期指定管理を請け負えない旨の意思を表明していたため、令和4年度より、他の都市公園の指定管理者と意見交換等を行っていたところである。</p> <p>指定管理対象施設については、他部局における施設の管理方針等もあることから、今年度実施する公募は都市公園のみを対象としているが、選定された事業者及び他部局と意見交換等を行い、次回公募時に向け、効率的な指定管理を行うことができるよう体制について検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見36

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 募集単位の見直し</p> <p>(内 容)</p>	<p>当施設は非常に小規模であり、指定管理候補者選定に係る事務負担等を勘案すると単独の募集単位とする意義が乏しいと考えられる。この点、当施設は機能的、場所的に指定管理者が管理している婦中地域都市公園等と一体性が認められる（当施設は、婦中地域都市公園等に含まれる羽根ピースフル公園と隣接している。また、婦中地域都市公園等に含まれる神通川緑地公園にはパークゴルフ場が設置されている）。</p> <p>施設所管課においては、今後の施設運営方針も踏まえて、当施設を婦中地域都市公園等と同一の募集単元に統合すべきかどうか検討することが望まれる。なお、当施設と婦中地域都市公園等とは施設所管課が異なっているが、これについては大沢野地域施設が同様の状態となっているため、事務面などについて参考にされたい。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：婦中パークゴルフ場】</p>	<p>現在は令和 7 年度末までの指定管理を行っていることから、次回公募に向け、募集単位の見直しも含め、関係部局や指定管理者と協議・意見交換を行ってまいりたい。</p>

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見37

意見の内容	
<p>(項 目) 婦中公園緑地管理公社の役割の拡大</p> <p>(内 容) 富山市は、旧大沢野町地域、旧婦中町地域及び旧八尾町地域の都市公園等を指定管理施設としており、それ以外の地域では必要に応じて民間に管理業務を委託している。この点、昨今では高齢化により公園管理を委託できる民間業者は限られてきているが、婦中公園緑地管理公社は、公園管理に関する豊富なノウハウと財務的余力を有しており、高品質なサービスを廉価で提供できる。</p> <p>施設所管課においては、本庁の公園緑地課と連携しながら婦中公園緑地管理公社の業務拡大の可能性を検討することが望まれる。例えば、同社にプロパー職員の採用を許可し現場の体制を強化するとともに、スケールメリットを生かすため他の地域の公園管理業務を同社に集約していくことが考えられる。また、その過程で従来個別に業務委託していた都市公園等についても、指定管理施設に変更した場合の効果を検討し、経費削減や業務効率化が見込まれる場合は指定管理施設に変更することが考えられる。これにより、委託に係る個々の入札業務が無くなるため、施設所管課の事務負担は大きく軽減される可能性がある。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：婦中地域都市公園及び地域広場】</p> <p>婦中公園緑地管理公社は長年にわたり公園管理業務に携わっており、公園管理に関する知識が豊富であるが、一方で作業員が高齢であること、新規作業員の採用が困難であることが課題であると同社から聞いている。</p> <p>今後の業務の拡充については、婦中公園緑地管理公社と協議しながら検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見38

意見の内容	
<p>(項 目) 不老閣とささみねの利活用</p> <p>(内 容) 当施設の隣地には富山市の直営施設である不老閣とささみねが存在する。不老閣は富山県建築百選に指定されている旧玄猿楼本館を移築したものであり、宴会等で利用されていた。また、ささみねは、宿泊施設として泊まり込みの会議や合宿等で利用されていた。これらの施設はコロナ渦で利用が極端に減少したため、現在は休館している。</p> <p>施設所管課においては、建物の文化的価値や今後の利用可能性、牛岳温泉スキー場周辺施設の一体性等を踏まえて不老閣とささみねの利活用方針を整理することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：牛岳温泉健康センター】</p> <p>令和4年度から、牛岳温泉スキー場及び不老閣やささみねを含む周辺の観光施設の利活用について検討を始めたところであり、令和5年4月の組織改正において、これまで農林水産部で所管されていた施設を商工労働部へ所管換し一元化したところである。</p> <p>令和5年度は、それらの施設の劣化状況調査と、今後の施設管理や施設間の連携のあり方、新たな施設の整備の可能性などを含めたエリア全体の活性化に資する再整備基本構想の策定に向けて始動したところである。</p> <p>今後は、ワークショップを開催して地元の方々のご意見を聞きながら、基本構想を決定し利活用方針を決定することとしている。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見39

意見の内容	
<p>(項 目) 売店等に係る目的外使用料の徴収漏れ</p> <p>(内 容) 指定管理者は、利益を得る目的で当施設内に売店やマッサージチェアを設置しているが、それらに関して目的外使用許可を提出しておらず、目的外使用料も支払っていない。この点、売店やマッサージチェアの設置は、令和3年8月2日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らすと自主事業として目的外使用料の徴収対象になる可能性がある。実際に、富山市の他の指定管理施設では令和3年度以降目的外使用料を徴収している例が見受けられる。 施設所管課においては、管財課と協議のうえ売店やマッサージチェアについて目的外使用料を徴収するべきかどうか検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：牛岳温泉健康センター】 当施設内の売店やマッサージチェアについては、行政財産目的外使用料を徴収する必要があったため、令和4年10月、指定管理者に対して行政財産目的外使用料申請について説明を行い、今後、申請漏れのないよう指導した。 これを受けて、指定管理者から、同年11月10日付けで行政財産目的外使用許可申請書の提出があり、同日付けで許可した。令和5年3月16日には、本市において行政財産目的外使用料9,130円を収入した。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見40

意見の内容	
<p>(項 目) 飲食収入の帰属先の明確化</p> <p>(内 容) 基本協定書（管理業務仕様書）では、指定管理業務として「飲食の提供に関する業務（レストラン運営業務）」を明記している、なお、当該業務に係る飲食収入は従来から指定管理者が収受しているが、基本協定書（管理業務仕様書）では収入の帰属先が明記されていない。 施設所管課においては、公募の際に指定管理候補者が指定管理業務の内容や採算性等を正しく理解できるようにするため、基本協定書や管理業務仕様書に飲食収入の帰属先を明記することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：牛岳温泉健康センター】 従来からレストラン運営業務は指定管理者の自主事業であり、飲食収入の帰属先は指定管理者としている。市としては、当該施設内に飲食できる場を設けてもらうことを意図し、基本協定書管理運営委託業務別仕様書に「3 飲食の提供に関する業務（レストラン運営業務）メニューや金額等」と明記したが、メニューの金額等は利用料金として条例にも定められていないため、この明記が誤解を招いたと考えられる。 このことから、行政経営課と協議して、令和6年度以降の指定管理更新後の仕様書において「レストラン運営業務 メニューの金額等」を削除する予定である。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見41

意見の内容	
<p>(項 目) 利用対象者や機能の拡充</p> <p>(内 容) 当施設は、介護予防という目的と温泉療法等の手段を組み合わせた日本で類をみない公共施設であり、その存在は富山市の差別化要因ともなっている。また、当施設は多くの利用者数と高い利用者満足度を誇っており、指定管理者のたゆまぬ努力の結果生み出された豊富なコンテンツや運営ノウハウは、市民に高く評価されている。一方で、当施設は富山市中心部に所在するため、旧町村部の市民は市内中心部の市民と比較して相対的にサービスを享受しにくくなっている。また、昨今のデジタル化の流れを踏まえると、当施設の機能を高度化することで市民サービスをより一層向上できる余地が認められる。</p> <p>施設所管課においては、富山市のまちづくりビジョンや施設利用者の反響等を踏まえて当施設の存在意義を再確認し、指定管理者との協議を通じて以下のような機能拡充策を検討することが望まれる。なお、施設所管課が所管している老人福祉センターは利用者ニーズの変化やコロナ禍による機能の制限により存在意義に疑義が生じているため、当該施設の廃止や経費削減により生じた余剰予算を同じ高齢者向けサービスである当施設の機能拡充に充当することも考えられる。また、機能拡充にあたっては、後述のクラウドファンディングも併せて検討することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山市南部の市民が当施設のサービスを利用しやすくするため、施設の設置目的や機能が類似しており、かつ多くの空きスペースがある「大沢野健康福祉センター」に当施設の分室を設置する。 ・ 当施設の機能を高度化するため、例えばウェアラブル端末や電子カルテを使ったデジタル化を進め、個人別のセミ・オーダートレーニングプランの策定や効果の見える化を推進し、サービスの質を向上させる。 	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：角川介護予防センター】</p> <p>大沢野健康福祉センターについては、市南部地域における健康づくりや介護予防の拠点施設としていきたいと考えており、介護予防の推進や生きがい対策づくり事業など、有効な活用方法について検討中である。また、角川介護予防センターのICT化の検討も踏まえ、引き続き、市民サービスの向上及び介護予防施策の推進に努めてまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見42

意見の内容	
<p>(項 目) 40代～50代の利用者の拡充</p> <p>(内 容) 当施設は、当初は65歳以上の高齢者を対象に開設されたが、現在は40代以上からサービスを利用できるようになっている。一方で、当施設の利用者は平均年齢が75歳前後になっており、40代～50代の利用者が殆どいなくなっている。この点、指定管理者は、社員の福利厚生で使用してもらおうべく経営者協会で当施設をアピールするなど利用促進の努力をしているが、思ったように成果は出していない。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、40代～50代の利用者を増やす施策を検討することが望まれる。例えば、共同企業体の構成員である(一財)北陸予防医学協会は企業向けの健康診断や人間ドックを行っているため、検査で問題が出た従業員に対して医師から当施設を勧めてもらおうことが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：角川介護予防センター】</p> <p>基本的には指定管理者が利用促進に向けた対策を講ずるものと考えているが、必要に応じて、40代から50代の方に当施設を利用してもらおうような施策について、指定管理者と協議してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見43

意見の内容	
<p>(項 目) 個別委託事業の予算の拡充</p> <p>(内 容) 富山市は、介護予防が必要と判断された人に対してQOLツアーやメタボリック教室の参加料を補助する取組み（個別委託事業）を行っている。当該取組みは利用者ニーズが大きく多数の申し込みがある。</p> <p>施設所管課においては、当施設の存在意義や市民の利用ニーズを踏まえて、これらの個別委託事業の予算枠を増やすことができないか検討することが望まれる。なお、当該検討にあたっては、前述のとおり存在意義に疑義が生じている老人福祉センターの予算を有効活用するという視点を持つことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：角川介護予防センター】</p> <p>角川介護予防センターのQOLツアーについては、毎年一定数の申込みがあり、利用者からのニーズが高い点は認識している。予算については、利用者数の実績を基に確保してきており、今後も実績や指定管理者との協議を踏まえ予算を確保してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見44

意見の内容	
<p>(項 目) 利用促進のための愛称の見直し</p> <p>(内 容) 当施設は、健康な中高年が将来介護状態に陥ることを予防するための運動施設である。一方で、角川介護予防センターという正式名称は介護施設のイメージが強く、第一印象で利用者に抵抗感を持たれ利用の間口を大きく狭めている可能性がある。また、当施設は「ほっとねす角川」という愛称があるが、こちらは入浴施設をイメージしてしまうほか、設立後10年以上を経過しても市民に全く定着していない。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、当施設の目的や機能を端的に表し、かつ利用者が当施設に興味を持てるような愛称を設定することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：角川介護予防センター】</p> <p>当施設の愛称である「ほっとねす角川」については、平成24年に公募し、「温泉」を意味する「Hot Spring」という言葉と、「健康」を意味する「Fitness」という言葉の混成語であり、介護予防の推進と施設の発展を期待させる愛称として選定されたものである。市ホームページに掲載はあるものの、当施設のホームページやパンフレットには一切掲載されていないことから、周知不足により定着していないと考えられる。</p> <p>愛称自体には選定の理由のとおり問題はないことから、周知の方法について検討をするよう指定管理者に対し、促してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見45

意見の内容	
<p>(項 目) 八尾曳山展示館展示室のLED化</p> <p>(内 容) 八尾曳山展示館の展示室には壮麗な曳山が展示されており、同施設の中核的な機能を果たしている。一方で、現地視察の結果、展示室の照明が部分的に切れていて薄暗くなっていた。指定管理者によれば、他の利用者からも「薄暗くて展示が見えにくい」とのクレームが出ている模様であった。</p> <p>施設所管課においては、利用者満足度の向上、施設の長寿命化、電気料金削減等の観点から、展示室の電球をLED化する等の対応を検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：八尾おわら資料館、八尾曳山展示館】</p> <p>施設所管課としては、利用者の満足度向上などの観点から全ての観光施設におけるLED化は、環境負荷を低減し電気料金を削減できることから有効であると考えており、今後、優先順位を付けて予算要求を行い対応していきたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見46

意見の内容	
<p>(項 目) 練習室、会議室、ギャラリーの利用促進</p> <p>(内 容) 当施設は複数の機能を有するが、特に練習室、会議室、ギャラリーは利用が低迷している。 施設所管課においては、指定管理者と協議の上利用促進策を検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民プラザホール】 練習室、会議室、ギャラリーの利用促進策について、指定管理者と検討を進めたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見47

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 指定管理対象区域の明確化</p> <p>(内 容) 当施設は、富山市が建物の一部を借上げて指定管理施設としているが、施設所管課や指定管理者と意見交換した際に指定管理区域の認識が曖昧になっていた。指定管理対象区域が曖昧になっている場合、指定管理業務に過不足が生じてしまう恐れがある。 施設所管課においては、指定管理者と協議の上、指定管理対象区域の平面図を共有することで指定管理対象区域の認識共有を図ることが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民プラザホール】 指定管理者と協議の上、指定管理対象区域の平面図を共有することで指定管理対象区域を明確化する。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見48

意見の内容	
<p>(項 目) メインホールの円滑な利用</p> <p>(内 容) 当施設のメインホールは利用時間区分の合間が1時間となっている。一方で、メインホールは利用のための改装に最低2時間を要するため、現状の利用時間区分では1日に2団体以上が利用することが困難となっている。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、メインホールを円滑に利用するための施策を検討することが望まれる。例えば、改装に要する時間を踏まえて条例が定める利用時間区分の設定を見直すことが考えられる。また、改装や準備を利用可能時間の中で実施することも考えられる。この点、類似の機能を有する富山市民プラザホール（アンサンブルホール）では、改装や準備を利用可能時間の中で実施しているため、参考にされたい。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山国際会議場】</p> <p>本施設のメインホールの規模は825席であり、富山市民プラザホール（アンサンブルホール）と比較して大きい。あわせて、本施設は3階ホワイエの使用も多いため、利用客の出入りに時間がかかり2～3枠での使用が多くなっている。</p> <p>また、比較的小ぶりの富山市民プラザホール（アンサンブルホール）では、1日に2団体以上の利用も可能としているが頻度は決して高くない。本施設でも、1日に複数の団体が利用するニーズは頻繁ではないところである。</p> <p>こうした中ではあるが、利用団体のニーズや全国のコンベンション施設の状況を踏まえて、調査・研究してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見49

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) カフェギャラリーの利活用</p> <p>(内 容) 当施設の 1 階には市民の利用を想定したカフェギャラリーが設置されていたが、現在は休止中となっている。カフェギャラリーはコロナ禍前から利用が著しく低迷していたが、これは、当施設が大規模な会議やイベントを開催するための施設であり一般市民と殆ど接点が無かったことや、立地的に周辺を散歩する人が殆どいなかったことに起因する。</p> <p>施設所管課においては、当施設の存在意義や利用実態を整理したうえで、カフェギャラリーの利活用方針を検討することが望まれる。例えば、カフェギャラリーとしての利活用が難しい場合は、これを廃止したうえで利用者ニーズの高い多目的ホールの一部として活用することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山国際会議場】</p> <p>カフェギャラリーについては、撤去し、利用者ニーズの高い「交流ギャラリー」の一部として改修が済んでいる。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見50

意見の内容	
<p>(項 目) 日中一時支援事業の見直し</p> <p>(内 容) 指定管理者は、指定管理業務の枠内で日中一時支援事業（国の事業である地域生活支援事業）を行っている。一方で、当該事業は療育を伴わない一時保育であり他の施設でも広く行われていること、預り時間が変則的かつ短いため利用しにくいこと等の理由により、過去5年間の利用者数が1名に留まっている。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者が自身の強みを最大限発揮できる業務に経営資源を投入できるようにするため、指定管理者が実施する必要性が乏しい事業について継続の可否を検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：恵光学園】</p> <p>日中一時支援事業も含めた指定管理業務の内容については、いただいた意見や今後のニーズ等も踏まえて検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見51

意見の内容	
(項 目) 施設のあるべき姿を踏まえた体制整備	(内 容) 当施設は、富山市の障害者福祉の拠点として非常に重要な機能を担っており、今後においてもその役割を拡大させていくことが強く期待されている。一方で、現状では情報発信や人員体制の面で不十分な点が見受けられる。 施設所管課においては、当施設の必要性やあるべき姿を整理し、指定管理者と密接に連携しながら必要な人的、物的支援を行っていくことが望まれる。例えば、以下のような点で改善の余地が認められる。 ・ 施設のHP が存在しないため、潜在的利用者に対して当施設の機能を十分発信できていない可能性がある。他の公の施設のように当施設についてもHP を作成することが望まれる。 ・ 指定管理者が既存の業務を円滑に遂行しながらその役割を拡大していくなかで、人材不足がボトルネックになっている可能性がある（例：在宅障害者向けの出前授業など）。指定管理者の前向きな意思を尊重しつつ、住民サービスと財政負担とのバランスを取りながら適切な人員を増強していくことが望まれる。 ・ 人員不足や役割分担の曖昧さにより富山市が指定管理者に委託している「基幹型相談支援事業」が十分に機能していない可能性がある。当該事業は3 階層構造になっているが、各階層の役割が曖昧であり、本来は1～2 階層目に対応すべき軽微な質問が当施設（3 階層）に持ち込まれている可能性がある。この点、施設所管課は可能な限り各階層が果たす役割を整理し、各階層に対して周知徹底することが望まれる。 また、当該業務は本来2 名以上の専門人員を配置する必要があり、指定管理者は社会福祉士を新規採用しようとしているが、富山市が提示する給与単価が安すぎて新規採用ができない状態が続いている。この点、施設所管課は、指定管理者と協議しながら必要な対応を検討することが望まれる（例：富山市から社会福祉士を1～2 名派遣する、委託事業ではなく富山市の直営事業に変更する等）。
(意見に対する考え方)	【対象施設：障害者福祉プラザ】 情報発信に関しては、市の広報誌などで障害者福祉プラザで実施している教室等の周知を継続的に行っているが、更なる情報発信の充実について、ホームページの作成も含め指定管理者と検討してまいりたい。 人材不足に関しては、福祉事業の人材不足を背景に、有資格者などの確保が年々困難となっていることから、福祉人材の育成を推進し、また、施設の人員を適切に配置するよう努めてまいりたい。 基幹相談支援センター事業については、「富山市障害者自立支援協議会」やその中に組織する「相談支援ワーキング」等でもそれぞれの階層の役割について周知しているところであり、各階層の役割分担を明確にして、バランスの良い配置を検討してまいりたい。 また、専門職員の配置については、適切な配置、処遇になるよう検討してまいりたい。

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見52

意見の内容	
<p>(項 目) 和光寮の利用促進</p> <p>(内 容) 和光寮は、富山県内に1か所しかない母子生活支援施設であるが、従来から殆ど利用実績が無い状態が続いている。富山県に母子生活支援施設の潜在的利用者がいないという事態は考えにくく、施設の認知度や機能の面で何らかの問題が存在する可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、和光寮の利用が少ない原因を特定し、対応策を立案、実施することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：和光寮】</p> <p>和光寮への入所実績がないことについては、母子生活支援施設が措置制度ではなく利用者が希望する施設を選択できる方式になっていることや、市営住宅等への入居が比較的容易になったこと、サービスの充実により在宅支援が可能になったこと、対象となるご家庭が集団生活を好まないなどの価値観が変化したこと等が考えられる。</p> <p>和光寮への入所の相談件数はゼロではないが、上記の理由等から入所にいたらないことが多い。</p> <p>和光寮においては、上記の状況等から令和5年度9月議会で「富山市和光寮条例」を廃止する条例制定についての議案を提出した。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見53

意見の内容	
<p>(項 目) 給食費（固定部分）の按分比率の見直し</p> <p>(内 容) 指定管理者は、入所者への給食サービスに係る給食調理業務委託料を愛育園と慈光園に按分する際、施設設立当初の職員比率を使用している。指定管理業務収支を施設毎に正確に計算しないと、施設の存在意義や指定管理料の妥当性を判断できなくなってしまう。 施設所管課においては、給食調理業務委託料の按分比率を実態に即したものを（例：現在の給食サービス利用者数の比率等）に見直すよう指導することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：愛育園、慈光園】 愛育園及び慈光園の入所者に提供する給食の調理業務については、当初指定管理者が直営で実施していたところ、事業の見直しを進める中で、平成22年度から外部の給食事業者への業務委託で実施する形態へ変更したものである。 現在使用している按分比率は、新たに発生する給食調理業務委託料を複合施設である愛育園及び慈光園の両施設で分担するために検討する中で設定されたものと認識しているが、その設定の経緯・考え方についての詳細は不明。 「施設設立当初の職員比率」を使用して給食調理業務委託料を按分することは、施設の存在意義や指定管理料の妥当性を判断できない」とのご意見については、現行の按分比率について、見直しすることを前提に、どのように設定すれば、実態に即した按分比率として妥当なのか、次回の指定管理開始時までに見直しを検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見54

意見の内容	
<p>(項 目) 見晴らし広場の利活用</p> <p>(内 容) 当施設の北東部分には広大な見晴らし広場が存在し、指定管理者の職員1人が週1回1日ばかりで芝刈りを行っている。一方で、見晴らし広場は施設の奥まった場所 にあり、現状では殆ど利用者がいなくなっている。 施設所管課においては、指定管理者と協議の上、見晴らし広場の利用実態や利用者ニーズの調査を行い、その結果を踏まえて利活用方針を検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：ファミリーパーク】 見晴らし広場については、奥まった場所にあるという立地条件から、「利用者が少ないため、人の目を気にすることなく、自然の中でゆっくり過ごすことができる。」などの声が聞かれる一方で、ご意見のとおり、利用実態に対し維持管理の負担が大きくなっていると考えられる。 今後の利活用方針については、来園者の利用実態や利用者ニーズを踏まえ、検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見55

意見の内容	
<p>(項 目) 入園料の見直し要否の検討</p> <p>(内 容) 当施設の入園料は高校生以上が500円、団体が400円となっているが、当該金額は平成20年に現在の料金に変更して以来見直されていない。この点、他の動物園と比較した場合、県立いしかわ動物園は高校生以上840円、団体740円、3歳以上中学生以下410円となっている。昨今では人手不足で人件費単価が上昇傾向にあり、また、ウクライナ情勢の影響で飼料や電力料等が高騰しているため、施設管理費が長期的に増加し続けることが予想される。</p> <p>施設所管課においては、他園の入園料水準の調査や将来の歳出増加見込額の見積り等を実施し、その結果を踏まえて使用料金体系を見直す必要が無いか検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：ファミリーパーク】</p> <p>令和5年度において現在の管理運営状況の整理や課題の抽出、来園者へのアンケート調査等を行い、入園料等の見直しを含めた今後の管理運営方針を検討するため「ファミリーパーク管理運営調査業務委託」を行っているところである。</p> <p>この結果を踏まえ、また、他の施設の運営状況を参考としながら、使用料金体系について検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見56

意見の内容	
<p>(項 目) 稼働率が低い月の原因分析と施設の利活用</p> <p>(内 容) 当施設は、興行主催者のツアースケジュール等によって稼働率が変動するが、一般に5月、9月、2月に稼働率が低くなる傾向がある。このうち、2月は積雪、5月はゴールデンウィークの行楽が影響しているものと考えられるが、9月の稼働率が低い理由は分析できていない。</p> <p>施設所管課においては、稼働率が低い月の原因分析を行うとともに、これらの月の稼働率を高めるための施策を指定管理者と協議することが望まれる。例えば、7月に開催している市民向け劇場ツアーをこれらの月に振り替えたり、事務負担の小さい市民向け施設周知イベントを新設したりすることが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：芸術文化ホール】 稼働率が低い月にどのような取り組みが可能か、指定管理者と協議し検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見57

意見の内容	
<p>(項 目) 中ホールとの役割分担</p> <p>(内 容) 富山市は、令和5年7月に当施設の隣接地に中ホールを開設する予定であるが、同ホールの機能は当施設と類似しており、利用者の取り合いが発生してしまう可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議しながら当施設と中ホールと役割分担を整理し、当施設の利用促進策を具体化することが望まれる。例えば、文化振興事業として実施しているイベントは中ホールで対応できる小規模なものが殆どであるため、施設使用料が発生しない当該イベントは使用料金の安い中ホールで開催し、当施設は貸館事業に専念して施設使用料の拡大を追求することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：芸術文化ホール】</p> <p>大ホールの最大客席数は2,196席、中ホールは652席で規模が異なるため、利用者の取り合いが生じるとは考えていないが、主催公演のうち、ステージオンステージ形式で開催する公演等、小規模な事業については、中ホールの積極的な活用に努めてまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見58

意見の内容	
<p>(項 目) ハイビジョンシアターの利活用</p> <p>(内 容) 当施設に存在するハイビジョンシアターは、料金が廉価で個人でも気軽に利用できるが、その存在が市民に認識されていないため稼働率が低迷している。 施設所管課においては、指定管理者と協議のうえハイビジョンシアターの利活用方針を検討することが望まれる。例えば、富山市の広報誌で具体的な利用事例などを積極的に発信していくことが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：芸術文化ホール】 ハイビジョンシアターは、様々な用途において、ちょうどいい人数、かつ安価に利用できるため、市の掲示板やホームページでのPRにより、積極的な活用を呼び掛けてまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見59

意見の内容	
<p>(項 目) 中ホール開設後の人員体制</p> <p>(内 容) 富山市は、令和5年7月に当施設の隣接地に中ホールを開設する予定であるが、その際、類似施設の一体運営の観点から指定管理者が中ホールの指定管理業務を請け負う可能性がある。なお、音楽ホールを円滑に管理運営するためには高度な専門人材が必要になるため、人員体制を適切に整備しないと当施設や中ホールの指定管理業務でトラブルが発生する恐れがある。 施設所管課においては、中ホール完成後の指定管理者の人員体制の十分性を検討し、必要に応じて人員補充等の支援を行うことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：芸術文化ホール】</p> <p>中ホールの指定管理については、大ホールと一体的に（公財）富山市民文化事業団が担うこととなった。</p> <p>人員体制については、十分に配慮しているものと考えているが、今後、実際にホール運営をしながら、現状の人員体制で円滑に事業を実施することができているか、指定管理者から意見を聴取し、状況を共有してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見60

意見の内容	
<p>(項 目) 施設機能を維持するための適切な更新投資</p> <p>(内 容) 当施設は、プールの照明に水銀灯を使用しているが、安定器の不具合で調光が不安定になっている。また、昨今は水銀灯が製造されなくなってきており、交換や修繕が難しくなっている。プールの照明に大規模な不具合が生じた場合、施設利用に大きな影響を及ぼす可能性がある。 施設所管課においては、指定管理者と協議の上、LED化等の更新投資を検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市民プール】 本施設は、プールの照明として水銀灯が使用されており、修繕や交換が困難な状況となっていることから、不具合の発生を防ぐため、必要最小限で使用している。 本施設は市の中核施設であり、安定した施設の運営が必要であることから、昨年度より基幹設備の更新を行っているところであり、今年度は、プール部分の照明のLED化を行うこととしている。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見61

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 運営経費の削減施策の検討</p> <p>(内 容) 指定管理者は、当施設の経費削減のため様々な経営努力を行っているが、他の温泉入浴施設での取り組み等と比較した場合、以下のような点で経費削減の可能性が識別された。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、これらの経費削減策の実現可能性を検討し、効果が認められるものは積極的に導入支援を行っていくことが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サウナマットのウレタンマットへの変更（クリーニング代の削減。楽今日館で導入済み） ・ ESCO事業の導入（省エネ改修や光熱水費の削減など。富山市では導入事例無し） ・ インバーターを活用したモーター回転速度の制御（電気料の削減。角川介護予防センターで導入済み） 	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：大沢野健康福祉センター・大沢野老人福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山市大沢野健康福祉センターにおいては、サウナマットよりウレタンマットの方が洗浄作業に人手が必要となり、経費がかかることから、導入を見送りしている。 ・ ESCO事業の導入に関しては、昨今の燃料費や光熱水費の高騰、熱源機器の大幅な値上がりにより、ESCO事業が成立しないことが判明したことから導入を見送った。 ・ インバーターを活用したモーター回転速度の制御に関しては、今後の機器更新時に可能な範囲で導入を検討する。 	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見62

意見の内容	
<p>(項 目) 施設機能を維持するための適切な更新投資</p> <p>(内 容) 当施設は、プールの照明に水銀灯を使用しているが、昨今は水銀灯が製造されなくなってきており、交換や修繕が難しくなっている。プールの照明に大規模な不具合が生じた場合、施設利用に大きな影響を及ぼす可能性がある。 施設所管課においては、指定管理者と協議の上、LED化を検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：八尾B&G海洋センタープール、八尾ゆめの森テニスコート】</p> <p>本施設は、水銀灯が使用されており、修繕や交換が困難な状況となっていることから、不具合の発生を防ぐため、必要最小限で使用している。</p> <p>本施設は市の中核施設であり、安定した施設の運営が必要であることから、照明のLED化をはじめとした基幹設備の更新が必要であると考えているが、多くの施設を所有し、その多くで老朽化が進んでいることから、優先順位を決めた更新を行っている。</p> <p>今後も、限られた予算の中ではあるが、適切に施設の維持管理を行うことができるよう施設の状態の把握に努めて行く中で、本施設のLED化についても検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見63

意見の内容	
<p>(項 目) 当施設の存在意義や位置付けの再確認</p> <p>(内 容) 富山市は、中ホールの建設など駅周辺で大規模な再開発を進めているが、それにより総曲輪地区に所在する当施設の位置付けが曖昧になる恐れがある。 施設所管課においては、駅周辺も含めた中心市街地活性化のためのビジョンを指定管理者と共有し、当施設や指定管理者に期待する役割について認識相違が生じないよう、密接に意見交換を行うことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：まちなか賑わい広場】</p> <p>当施設は、富山市中心市街地活性化基本計画の施策の一つとして整備し、まちなかの賑わい・交流の拠点となっている。これまでも、指定管理者とは当施設を活用したまちなかの魅力の低下解消に向けた取組みについて意見交換を行っているが、今後は、駅周辺も含めた中心市街地活性化のためのビジョンを指定管理者と共有し、より密接に意見交換をしていくことで、引続きまちなかの賑わい創出につなげてまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見64

意見の内容	
<p>(項 目) 施設機能を維持するための適切な更新投資</p> <p>(内 容) 当施設では3年続けて空調機が故障（屋上室外機からのガス漏れ等）しており、その都度指定管理者が修繕を行っている。一方で、今後については施設自体が老朽化しており、都度の修繕では対応しきれない事態が発生する可能性がある。当施設は医療機関であり、夏季や冬季に空調機が故障した場合、施設の運営や受診者の利便性に重大な問題を生じさせる恐れがある。 施設所管課においては、空調機の実態について指定管理者と協議を行い、必要に応じて本格的に故障する前に取替工事等を行うことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山市・医師会急患センター】 指定管理者である富山市医師会と協議し、計画的な修繕を実施していく。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見65

意見の内容	
<p>(項 目) 市営住宅跡地の利活用</p> <p>(内 容) 市営住宅は、利用者数が年々減少しており、老朽化した空家の取り壊しも順次進めていることから、広大な敷地をいかに有効に活用するかが課題となる。また、空家の取り壊しは予算の都合上、毎年一定数にとどまっていることから、廃墟化した建物の管理も課題となる。</p> <p>施設所管課においては、特に敷地が広く老朽化が進行している団地（殿様林団地、城村団地、月岡団地、辰尾団地など）について、街づくりの観点から跡地の利活用方針を組織横断的に検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営住宅】</p> <p>市営住宅課では、老朽市営住宅の空家を取り壊した後の敷地について、市営住宅用地として利活用する計画がないことから、ご指摘の団地のうち一部については、本市の他の部署に対して他の事業目的への利活用案を募っている。</p> <p>今のところ、本市による他の事業目的への利活用の見通しはないが、今後も引き続き、他の部署へ情報発信を行ない、利活用を促進するとともに、本市での利活用が困難と判断された場合には、民間事業者への土地の貸付や払下げも含めて検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見66

意見の内容	
<p>(項 目) 稲代住宅の入居条件や今後の在り方の検討</p> <p>(内 容) 稲代住宅は、身体障害者かつ収入が月額 104 千円以下でなければ入居できず、入居要件が他よりも厳しいため 3 戸しか入居者がいなくなっている（入居率 33.3%）。また、木造で築 30 年以上経過しているため、老朽化が進行している。加えて、身体障害者用の住居のため敷地入り口にスロープが設けられているが、玄関は狭く段差もあるため障害者にとって利便性が高い住居とも言えない。地理的にも障害者にとって利便性の高い場所にあるとは言えない。市営住宅の需要が高く、容易に入居できない状況下であれば、身体障害者かつ低所得者用の住宅を確保する必要性はあると考えられるが、市営住宅全体や稲代住宅の入居率が低下している現在の状況に照らせば、あえて稲代住宅に厳しい入居条件を設けて身体障害者専用の施設として維持する必要性は乏しい。身体障害者の住居確保については、他の市営住宅で身体障害者用の優遇措置（使用料を低額に設定するなど）を設けることによっても対応可能と考えられる。 施設所管課においては、稲代住宅について入居条件の見直しや将来的な施設の存廃を検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営住宅】 ご意見のとおり、稲代住宅は、本市市営住宅の中でも唯一の身体障害者専用であるという特色ある団地であるが、現在では全9戸のうち3戸の入居にとどまっている。1棟9戸の長屋構造であることや、耐用年数の30年が経過して老朽化していること、地理的に障害者にとって利便性が高いとは言えない立地などを勘案し、今後、施設の存廃を検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見67

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 高熊団地（特定公共賃貸住宅）の在り方</p> <p>(内 容) 高熊団地は、公営住宅 16 戸と特定公共賃貸住宅 10 戸により構成されており、特定公共賃貸住宅 10 戸と公営住宅 16 戸は隣接しているが、別区画に建設されている。特定公共賃貸住宅の専有面積の方が若干広く、ファミリー向けの間取りとなっている。使用料（月額）は、公営住宅が 14,400 円～33,200 円であるのに対し、特定公共賃貸住宅は 47,800 円～65,000 円となっている。入居率は、公営住宅が 62.5%であるのに対し、特定公共賃貸住宅は令和 1 年度以降10%（10 戸中 1 戸のみ入居）が続いている。</p> <p>施設の外観および室内を視察したが、施設の状態や管理状況に特筆すべき問題は認められなかった。よって、入居率が長期間低迷しているのは、地理的な問題などによって特定公共賃貸住宅としての需要が低いためと考えられる。市営住宅全体の入居率が低下していることや、特に八尾地域については全体的に入居率が低いことに鑑みれば、現状のまま継続しても入居率が改善する可能性は低いといわざるを得ない。また、入居者が長期間現れなければ、その分建物の傷みも進み、維持管理に要する費用も嵩むことが懸念される。</p> <p>施設所管課においては、高熊団地（特定公共賃貸住宅）について現在の入居状況等を踏まえて今後のあり方を検討することが望まれる。例えば、特定公共賃貸住宅の枠を外して公営住宅として使用したり、民間企業への売却を検討したりすることが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営住宅】</p> <p>ご意見のうち、特定公共賃貸住宅（中堅所得者向け住宅）を公営住宅（低額所得者向け住宅）に用途変更することについては、現状、併設する公営住宅16戸（2DK・4戸、2LDK・12戸）の入居率も低く、対策が入居率向上につながるか、慎重な検討を要するものと考えている。</p> <p>また、民間への売却についても、高熊団地の住宅は1棟2戸の長屋構造であるため、条件的に戸建て建物よりも払下げが難しいこと、また、建物の耐用年数を残しており（平成11年建設、令和11年に耐用年数30年が経過する。）、売却した場合には建設にかかる国費の返還が生じることなど、様々な課題があることから、今後、慎重に検討してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見68

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 井田団地の在り方</p> <p>(内 容)</p>	<p>井田団地は、公営住宅（準特定優良賃貸住宅）6 戸と地域特別賃貸住宅 6 戸から構成されている。もともと 12 戸全体が地域特別賃貸住宅として建設されたが、うち 6 戸が用途変更され、公営住宅（準特定優良賃貸住宅）として使用されている。そのため、2 種類の住宅から構成されているが、間取りは同じである。使用料（月額）は、公営住宅が 14,300 円～38,000 円、地域特別賃貸住宅は 40,400 円～51,000 円である。井田団地は、公営住宅（準特定優良賃貸住宅）も地域特別賃貸住宅も入居率は低迷しており、令和 4 年 4 月 1 日時点でいずれも入居率は 33.3%にとどまっている。これは、平成 30 年度以降の入居率と同程度である。</p> <p>施設の外観および室内を視察したが、施設の状態や管理状況に特筆すべき問題は認められなかった。中堅所得者向けに建設された建物であり、間取りは単身者でもファミリーでも使い勝手のよいものとなっている。にもかかわらず、地域特別賃貸住宅部分のみならず、公営住宅部分の入居率が長期間低迷しているということは、地理的な問題などによって需要が低いと考えられる。市営住宅全体の入居率が低下していることや、特に八尾地域については全体的に入居率が低いことに鑑みれば、現状のまま継続しても入居率が改善する可能性は低いといわざるを得ない。少なくとも地域特別賃貸住宅として維持する必要性は乏しいと考えられる。</p> <p>施設所管課においては、井田団地について現在の入居状況等を踏まえて今後のあり方を検討することが望まれる。例えば、地域特別賃貸住宅としての利用の是非を検討したり、その結果を踏まえて民間企業への売却可否を検討したりすることが考えられる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営住宅】</p>	<p>井田団地については、平成27年度から地域特別賃貸住宅（中堅所得者向け住宅）12戸のうちの半数6戸を公営住宅（低額所得者向け住宅）に用途変更しているが、現状では、公営住宅の方も入居率が低くなっている。（地域特別賃貸住宅の入居6戸中3戸、公営住宅の入居6戸中3戸）</p> <p>このため、さらに地域特別賃貸住宅の空室を公営住宅に用途変更することについては、入居率向上につながるか、慎重な検討を要するものと考えている。</p> <p>また、民間企業への売却については、売価条件や入居者に対する処遇など、様々な課題があることから、慎重に検討してまいりたい。</p>

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見69

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 一般会計と特別会計の統一</p> <p>(内 容) 当施設は、公営住宅は一般会計で、特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅、賃貸住宅は特別会計で管理されている。この点、住宅によって異なる会計で管理する合理性は乏しい。 施設所管課においては、市営住宅の会計を一般会計か特別会計に統一することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営住宅】 特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅、賃貸住宅（以上、中堅所得者向け住宅）については、一般会計と切り離し、独立した経理管理を行うことで、健全な財政運営に資することを目的に、賃貸住宅・店舗事業特別会計で管理されているものと認識している。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 70

意見の内容	
<p>(項 目) 団地単位での収支報告</p> <p>(内 容) 当施設は、公営住宅は一般会計で、特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅、賃貸住宅は特別会計で管理されている。特別会計分は直営であった令和 2 年度まで団地単位で経費を把握していたため、令和 3 年度以降も指定管理者に対して団地単位での収支報告を求めている。一方、一般会計分は従来から団地単位で収支管理をしていなかったため、令和 3 年度以降も指定管理者に対して団地単位の収支報告を求めている（公営住宅全体としての賃料収入と管理経費しか報告されていない）。この点、施設所管課が各団地の存在意義や収支の改善可能性を評価し、その結果を踏まえて統廃合方針を検討するうえでは、団地別の収支報告が必要になると考える。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者から公営住宅（一般会計分）に係る団地単位での収支報告を入手することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営住宅】</p> <p>ご意見のとおり、現在、指定管理者から本市への報告様式は、公営住宅の収支を団地単位で仕訳する仕様となっていない。公営住宅で管理する団地数や戸数は、特別会計で管理する団地数・戸数よりもかなり多く、団地ごとに収支を仕訳することとした場合には、かなり手間や労力がかかるものと想定される。</p> <p>一方、近年、本市市営住宅の需要が減少し、団地の統廃合を検討するうえで、団地ごとの収支は重要な指標となるものと認識している。</p> <p>こうしたことから、今後、指定管理者と報告様式の見直しについて協議してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 71

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) スペース委員会手数料の実績報告</p> <p>(内 容) 指定管理者は、駐車場の管理を行っているスペース委員会から実施報告書を入手しているが、当該報告書には収支報告が記載されておらず、業務内容もごく簡単なものとなっている。 施設所管課においては、スペース委員会から活動実態や収支の内容が分かる詳細な報告書を入手し、手数料の金額に過不足が生じていないか、目的通りに使用されているか等を検証するよう指定管理者に指導することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：市営住宅】 本市では、指定管理者の導入以前も、有料化している駐車場の管理業務の一部(※)を、各団地入居者の自治組織である「駐車スペース委員会」に委ねており、その手数料として駐車一区画あたり月100円を給付してきたところであり、指定管理者はその業務を引き継いだものである。 ※駐車場の使用者、使用区画の決定、届出受付、自動車保管場所証明書の発行、違法駐車、放置車両の監視など こうした経緯から、手数料の計算方法については、市と委員会双方で合意したものであって、基本的に過不足や具体的な用途はないと考えている。なお、ご意見にあるように、スペース委員会の活動実態や収支報告(手数料の適正な経理)については、厳正に監督してまいりたい。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 72

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 城址公園北側の未整備エリアの利活用</p> <p>(内 容) 城址公園は、平成16年以降断続的に再整備構想が検討されているが、具体的な方針を決定できないまま現在に至っている。そのため、城址公園の北側には未整備エリアが存在し、公園の賑わい創出機能を低下させている可能性がある。現在、当該エリアには富山市環境部が有害鳥獣（カラス）捕獲檻を設置しており、殺伐とした雰囲気になっている。</p> <p>施設所管課においては、指定管理者と協議の上、当該エリアの利活用方針を検討することが望まれる。例えば、当該エリアは大木が生えていて森林の雰囲気を味わえるため、有害鳥獣捕獲檻を撤去したうえで、雰囲気にあったイベント（バーベキュー、森林セラピー、動物や昆虫とのふれあい企画等）を開催することが考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：城址公園、城址公園駐車場】</p> <p>現在、城址公園北側の未整備エリアについては、パークマネジメントの観点や施設整備など、関連事業全体の調整を行っている。</p> <p>また、城址公園内に設置されている有害鳥獣捕獲檻については、景観を損なうという意見がある一方で、本市中心市街地でのカラス被害対策に、一定の効果を発揮している。</p> <p>今後、整備が進む際には、捕獲檻を撤去するが、現時点では現況を活かしたまま当該エリアが活用できる方法を、指定管理者と協議しながら検討してまいりたい。</p>	

令和4年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見73

意見の内容
<p>(項 目) 賑わい創出のための情報共有や体制整備</p> <p>(内 容) 指定管理者は、城址公園の賑わいを創出するため精力的にイベントを開催している。一方で、まちなかの賑わいは他の施設やサービスと連携し相乗効果を発揮することで生み出されるものであるため、当施設単独の活動では限界がある。この点、富山市は多くの公共施設や多様なコネクションを有しているため、指定管理者に新たな視点での情報提供や支援を行える可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、城址公園の賑わい創出に役立ちそうな情報を積極的に収集し、指定管理者とタイムリーに協議していくことが望まれる。なお、目的を秘して富山市民に意見を求めた結果、城址公園の賑わい創出について様々な意見が提案されたので、参考とされたい。</p> <p><普段使いでの賑わい創出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族連れの利用を増やすため、子供向けの遊具等を常設してはどうか ・空きスペースに集客力のある飲食テナント（スターバックスなど）を誘致してはどうか <p><イベント開催による賑わい創出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・城址公園の構造上、外から内部の様子が分かりにくいので、イベントを開催するときはアドバルーンを上げてはどうか ・姫路城公園では朝市が名物になっているので検討してみてもどうか。例えば、定着するまでは毎月1回決まった日に開催し、可能なら他のイベントと組み合わせるとよい。また、富山市の外郭団体である(株)富山市民プラザが運営している地場もん屋が出張販売を行っているので、連携の可能性を検討してみてもどうか ・野外活動教育センターや児童館と連携して、子供向けイベントを開催してはどうか <p><賑わい創出のための体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなアイデアを生み出すため、中心市街地活性化の役割を担っている指定管理者やその施設所管課を交えて報交換会を開催してはどうか ・(株)富山市民プラザが行っている2時間駐車無料サービスに参加し、イベント参加者の駐車料金を無料にしてはどうか（駐車料金はイベント主催者が負担）。また、イベント開催時は城址公園駐車場の駐車料金を減免してはどうか。 ・自主事業である園内のコインパーキングについて、利便性を高めるため試行的に駐車料金を引き下げてみてはどうか（城址公園駐車場等に悪影響がなければ恒久化する）。
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：城址公園、城址公園駐車場】</p> <p>これまで、指定管理者が行うイベントに対して、関係各所へのチラシ設置や広報とやまへの掲載等の支援を行ってきた。</p> <p>今後においても、引き続き、情報発信等の支援を実施していくとともに、市民プラザや国際会議場、近隣商店街等で構成される「城址公園戦略会議」を活用して、周辺施設と連携強化を図り、にぎわい創出につなげてまいりたい。</p>

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見74

意見の内容	
<p>(項 目) 斎場の再整備や統廃合方針の具体化</p> <p>(内 容) 富山市は、市町村合併により市内に4つの斎場を有しているが、これは全国的に見ても非常に多いものとなっている。火葬件数は令和22年にピークを迎えると予想されており、安易に火葬炉を減らすことはできないが、一方で各斎場は老朽化が著しいことから、将来的な再整備が不可避となっている。この点、富山市は平成30年に「富山市内斎場再整備事業基本構想」を策定し、残る3斎場について今後のあり方を検討するとしている。</p> <p>施設所管課においては、施設の老朽化度合いも踏まえて残る3斎場の再整備や統廃合方針を具体化していくことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山霊園富山市斎場】</p> <p>富山市斎場のほか、残る3斎場についても再整備や統廃合方針の検討を行っており、そのうち婦負斎場については再整備を進めております。今後も施設の状態や火葬件数の動向を確認しながら、再整備や統廃合方針を検討してまいります。</p>	

令和 4 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見75

意見の内容	
<p>(項 目) PFIで整備した指定管理施設の事務処理の明確化</p> <p>(内 容) 富山市は、富山市斎場再整備事業仮契約書第42条（富山市議会の議決を経て本契約に移行済み）に基づいて契約当事者である㈱あおぎのを指定管理者に選定しているが、その際、基本協定書を締結していない。この点、関連する条例や運用指針でもPFIで整備された施設に係る基本協定書の取扱いは明確化されていない。当施設については、富山市と指定管理者が締結した富山市斎場再整備事業仮契約で基本協定書の内容を網羅しているため実害はないと考えられるが、事務的な取扱いが不明瞭になっていると事務ミスが発生する可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、指定管理関連の条例、要綱、指針等においてPFIで整備した指定管理施設の事務的な取扱い（例：基本協定書の締結要否等）を明確にすることが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>【対象施設：富山霊園富山市斎場】</p> <p>ご意見いただいたとおり、指定管理者と締結した富山市斎場再整備事業仮契約で基本協定書の内容を網羅していると認識している。指定管理業務においては、要求水準書等に基づき適正に行われており、また、指定管理者とは定期的かつ緊急時には随時、報告、相談等を密に行っていることから、現時点で特に問題ないと考えている。</p>	